

## 白鷹町空き家等対策事業 組織図

### 白鷹町空き家等対策協議会

特措法第7条第1項に基づき、本会を設置し、町が講ずる空き家等対策について、以下の事項に関する協議を行なう。

- ①白鷹町空き家等対策計画に関する事項
- ②空家等及び特定空家等の調査に関する事項
- ③特定空家等の認定に関する事項
- ④特定空家等に対する施策に関する事項
- ⑤その他協議会において必要と認められる事項

< 構成員 >

町長、地域、法務、不動産、建築、福祉(民生委員)、防犯・防災

### 白鷹町空き家等対策委員会

町が講ずる空き家等対策事業全般及び以下のことに関する事項の検討を行う。

- ①空家等対策協議会における協議内容に関する事項
- ②空き家等対策に係る所管事項に関する事項
- ③その他、空き家等対策に関して必要な事項

< 構成員 >

◎副町長

○各所管長（総務課、町民課、税務出納課、建設水道課、健康福祉課、商工観光課、企画政策課）

### 白鷹町空き家等対策委員会担当者会

空き家対策全般に関する事項を実務レベルで検討する。

< 構成員 > ◎企画政策課長 ○各担当係長

○総務課 防災管財係

・防災対策に関する事項

○建設水道課 管理係

・町内業者との連携に関する事項  
・住居関係及びリフォーム助成事業

○町民課 暮らし環境係

・防犯対策に関する事項  
・生活環境等に関する事項

○商工観光課 商工振興係

・店舗、事務所利用に関する事項

○商工観光課 交流推進係

・利活用可能空き家に関する事項  
・移住に関する事項

○税務出納課 資産税係

・固定資産税に関する事項  
・相続に関する事項

○企画政策課 コミュニティ推進係

・空家等に関する総合窓口  
・特定空家等対策に関する事項  
・空家等対策計画に関する事項  
・空家対策協議会及び対策委員会の運営

○健康福祉課 福祉係

・生活困窮者対策に関する事項